

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第2-13号	令和8年 9月15日	肝属郡肝付町後田字二本松3015-1の内、3016-1の内、3016-2の内、3022-1の内、3022-2の内、3022-3の内、3024の内、3026-1の内、3026-2の内、3028-3の内、3030の内、3031-1の内、3015-1の先、3016-1の先、3016-2の先、3022-1の先、3022-2の先、3022-3の先、3024の先、3026-1の先、3026-2の先、3028-3の先、3030の先、3031-1の先	98.00	4.00